

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和7年12月12日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

中京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和8年1月20日から同年3月13日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所：集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
1月20日(火)	午前10時～午後2時30分	高倉小学校
1月21日(水)	午前10時～午後2時30分	御所南小学校
1月22日(木)	午前10時～午後2時00分	朱雀第四小学校
1月23日(金)	午前10時～午後2時30分	朱雀第八小学校
1月26日(月)	午前10時～午後2時30分	元 生祥小学校
1月27日(火)	午前10時～午後2時30分	
1月28日(水)	午前10時～午後2時00分	朱雀第六小学校
1月29日(木)	午前10時～午後2時00分	朱雀中学校
1月30日(金)	午前10時～午後2時00分	朱雀第一小学校
2月 2日(月)	午前10時～午後2時30分	朱雀第七小学校
2月 3日(火)	午前10時～午後2時00分	京都国際マンガミュージアム
2月 4日(水)	午前10時～午後2時00分	洛中小学校
2月 5日(木)	午前10時～午後2時00分	朱雀第三小学校
2月 9日(月)	午前10時～午後2時30分	中京区役所